

# 岐阜医療科学大学 動物実験委員会規程

## (目的)

第1条 本学の動物実験に関する事項を審議するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

## (組織)

第2条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 委員長 1名
- 二 副委員長 1名
- 三 委員 若干名

2 前項各号に掲げる委員には、文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に示された次の各号に掲げる者を含むこととする。

- 一 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- 二 実験動物に関して優れた識見を有する者
- 三 その他学識経験を有する者

## (選任)

第3条 委員会の委員長、副委員長及び委員は学長が任命する。

## (委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会を主宰し、その運営にあたる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要に応じて通信等の手段を用いて「持回り委員会」を開催することができる。

## (任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

## (審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 実験動物の飼育及び管理に関する事項
  - 二 動物実験等の実施及びその実験等の終了後の処置に関する事項
  - 三 その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関する事項
- 2 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第3者に漏洩してはならない。

## (議事)

第7条 委員会は、委員の過半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることはできない。

(重要事項の取扱い)

第8条 委員会で審議された事項のうち重要な内容は教授会に諮るものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は総務部研究管理課で所掌するものとする。

#### 附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この改訂規程は、平成27年9月1日から施行する。

3 この改訂規程は、令和5年4月1日から施行する。

4 この改訂規程は、令和6年6月1日から施行する。